

要な場合

- ⑥現に児童福祉施設への入所や里親への委託が行われている子どもであって、他の種類の児童福祉施設や里親あるいは専門機関において一時的に援助を行うことにより、その子が抱える問題について短期間で治療効果が得られることが期待される場合
- ⑦その他特に必要があると認められる場合
- ⑧また、現に児童相談所に一時保護している子どもで法第28条第1項の申し立て等により一時保護期間が相当長期化すると推測される場合

今回の研究で、「夜間緊急」の場合はもちろんであるが、それ以外の理由の委託でも約6～7割は直接の委託であること、委託後そのまま委託先へ措置されるのが「措置を前提」とする場合は8割で、それ以外の理由での委託においても約4割と高いことが明らかになった。しかし、委託先への情報提供は「子どもの住所、生年月日、所属」「保護者の氏名、生年月日、連絡先」「一時保護の理由」など基本的情報が主であり、その他の子どもや保護者に関する情報提供は委託理由により若干差が見られたが、非常に少ない状況であった。つまり、委託先は限られた情報の中で行動観察し子どものケアにあたっているということである。委託機関からも委託一時保護を受け入れやすくする上で一番大切なこととして「児童相談所からの強い支援」が最も求められている。そのため委託一時保護の決定については、以下の様な配慮が必要である。

(1) 委託一時保護の決定及び委託の手順を文書化する

委託一時保護についての児童福祉司の理解の周知を図る。

夜間緊急の場合、措置前提の場合など委託理由により手順の違いがあると考えられるた

めそれぞれの委託理由に添った手順の文書化が必要である。

(2) 委託先に対しては適切に必要な情報提供が行われる

必要な情報は主に以下の通りであるが、夜間緊急など、児童相談所においても限られた情報の中で判断していることが多いため、全ての情報提供は困難な場合が多々あると考えられる。従って、特に委託後の連携、丁寧な情報提供が最も重要である。特に⑩今後の見通しについては委託機関からのニーズは高い。

- ①子どもの名前、住所、生年月日、所属
- ②保護者の氏名、年齢、生年月日、連絡
- ③一時保護の理由
- ④子どもの性格、行動特徴、知的能力、健康状態
- ⑤子どもの集団内での対人関係
- ⑥子どもの身辺処理能力
- ⑦保護者の行動様式
- ⑧子どもと保護者の関係
- ⑨保護者の児童相談所との関係
- ⑩子どもの生育歴、既往歴（予防接種など）
- ⑪委託一時保護の期間、今後の見通し
- ⑫その他

(3) 子どもの年齢等に応じたオリエンテーションが丁寧に行われる。特に③については重要である。

- ①委託先の名称、住所や電話番号、あれば委託先のパンフレットなど
- ②委託先での生活についての丁寧な説明
- ③委託先が安心して安全な場であることの保障
- ④委託先で必要な、守らなければならないこと
- ⑤困ったときの児童相談所児童福祉司の連絡先、電話番号
- ⑥その他

(4) 保護者向けに以下のようなオリエンテー

ションが丁寧に行われる

- ①委託先についての提供可能な情報
- ②委託先は安心で安全な場であることの保障
- ③保護者との連絡窓口は基本的に児童相談所であること、担当児童福祉司の連絡先、電話番号先
- ④保護者の緊急連絡先
- ⑤保護者としての権利と義務
- ⑥面会に関する委託先の状況に応じたルール
- ⑦児童相談所の判断で面会ができないこともありうる
- ⑧健康保健証、子どもの生活上必要なものなどの準備
- ⑨不服申し立てに関する説明
- ⑩その他

(5)委託機関は様々であるが、子どもたちが安心安全に生活できるよう以下の配慮を行う

①児童福祉施設

委託児童が施設での生活にスムーズに馴染めるよう入所児童たちへの丁寧な紹介を行う。また、生活集団の配慮を行う。委託保護に至った状況の受け入れが不十分な状態にあること、今後の処遇への不安も高いため困ったときの担当者などを明確にし、相談できる体制をつくる。子どもの行動観察を行い、児童相談所との連携を図り今後の処遇への情報提供を行う。

その施設に有する専門性を生かした子どもへの対応を行う。

②医療機関

入院に関してのオリエンテーションを子どもの状況に応じて丁寧に行う

専門性を生かした子どもへの対応、ケアを行う。

児童相談所との連携を図り今後の処遇への専門的情報提供を行う。

③里親、民生委員・児童委員など個人宅

子どもが家庭生活になじむよう、家庭の家族状況、生活環境についての配慮ある丁寧な説明

子どもに生活上、気を付けて欲しいこと、守って欲しいことを話す

子どもの気持ちはまだ安定していない状況であるので、子どもが自分から話す範囲を丁寧に聞くことにとどめる

できるだけ家庭生活が通常に行われるよう配慮する

児童相談所との連携連絡を行う

④委託先への研修

委託一時保護は、児童福祉施設にとっても通常の入所児童への対応と異なる対応も必要である。また里親など個人宅で委託を受ける場合も委託先の不安は高い。これらを踏まえ、児童相談所において委託一時保護についての研修を現行の各機関研修に組み込むなど積極的に行う。

3. 子どもの教育権の保障

委託された児童福祉施設、機関の地元校への一時的な通学や転校の措置が図られること。

可能な場合、出身校への通学ができ、子どもの生活の変化が極力少なくて済むよう配慮されること。そのために必要な通学費等の補助を行う。

4. 委託料の改善

委託料の問題は児童相談所、委託先である児童福祉施設、里親双方から最も多くの指摘があった問題である。平均委託期間は1ヶ月であり、「措置を前提」「専門的援助」を理由の委託の場合さらに長期化している。また、緊急な委託一時保護の場合子どもたちが十分な身支度ができていないことも多々ある。基本的な生活用品を整えること、衣服、ミルク代などに加え、教育権の保障からも教育費、通学費など必要経費は多い。

適切と思われる委託料については「施設措置費」「現行単価＋施設事務費や教育費」などのニーズが多かったが、ショートステイの現行利用料が2歳児未満10800円、2歳児以上5600円であること等も考慮し、適正な委託料を設定する。また、里親など児童福祉施設以外の機関への委託の場合、下着、衣服等基本的な生活に必要な生活用品までそろえなければならない場合やチャイルドシート、ベビーカーなど日常的に委託先には備えていないものもあるため、一時保護所で用意し貸与またはリース費の支給など補完するシステムも必要である。また、医療機関については、付き添い体制や入院中の雑費など、現制度では補いにくい問題についての検討が必要である。

5. 委託機関の活用

(1) 児童養護施設、乳児院

もっとも活用されており、今後の委託一時保護の活用へも積極的な意向が高い。「夜間緊急」など情報が不十分な場合の活用も多いため、委託時中の丁寧な情報提供等が必要である。

(2) 児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設等

「措置を前提」「専門的な対応」とする場合は委託一時保護を受けているが、治療施設としての機能を重視しているため、緊急性等の一時保護のニーズに対しては消極的であった。一時保護所の充実を求めており、児童相談所のニーズと差が見られた。これらは、一時保護所の現状や機能別の一時保護のあり方などとも関係しており、一時保護所の機能の充実を図ると共に活用についての検討が必要である。また、その際、少年法の改正等も視野にいった検討が必要である。

(3) 医療機関

小児科、精神科、外科への委託が行われて

いる。児童虐待などで入院中のまま委託一時保護となる場合と一時保護所後に心的外傷など子どもの抱えている問題への専門的な援助のために委託一時保護を行う場合がある。いずれも医療機関の専門性を十分生かせるよう委託の必要性、期間等について協議を行う必要がある。

重大非行事件への対応や処遇困難な子どもへの対応として17年度厚生労働省から精神病院等への委託保護が可能との見解が出されたが、積極的な活用を考える児童相談所が過半数を占めたが入所可能な精神病院等がある児童相談所は1/3であることや、医療の必要性を確保しながら子どもにとって適切な環境を保障し子どもの福祉を守るという児童福祉との両立が課題である(安部2007)とされたように、一人一人の子どもの状況に応じた委託一時保護を行う中でさらに検討が必要である。

(4) 里親

積極的な活用を図る。短期里親制度との活用も含めて里親の活用は、子どもが生活環境を大きく替えずに生活できることや個別処遇が可能であることなどメリットが高い。しかし、里親の資質や子どもとの相性など個別性も高いため、児童相談所の積極的な援助も特に必要である。委託一時保護制度の理解のための里親への研修等の充実を図る。

(5) 子どもが通っている保育所の保育士、学校の教員、民生委員・児童委員等

児童相談所の8割は子どもや保護者のプライバシー保護の問題や委託先の精神的・経済的負担の大きさ、専門性の危惧から慎重にと言う意見であった。しかし、子どもの生活環境を大きく替えずに生活できることや個別処遇も可能であることなどメリットも高いと思われる。ケース及びその環境の個別性を重視し、ケース検討を十分行い委託一時保護と一

時保護所利用の判断を適切に行うなかで活用を図ることが必要である。

一時保護所内での暴力、器物破損などへの対応マニュアル

西南学院大学 安部 計彦

1 はじめに

一時保護所ではかなりの頻度で子どもが一時保護所職員や入所している他の子ども達に対して暴力的な行動を起こしたり、ガラスや備品などを壊す器物破損（以下「暴力的な行動」とする）を行っていること、また職員はこれら暴力的な行動に対して対応に苦慮していることは有村（注1）や井出（注2）の研究でも明らかになっている。

そのためここでは一時保護所内で子どもによる暴力的な行動が起こった場合の対応について、対応マニュアルの原案を示す。各一時保護所ではこれを参考に、各所の実情に合った対応方法を検討していただきたい。

なおこのフローチャートは、新潟県の「平成18年度 一時保護所運営要綱」を参考にさせていただき、一部改編している。また「制止できた」場合の対応の原案は安部（注5）による。

2 対応の原則

（1）どの一時保護所でも

一時保護所内での子どもの興奮やパニックは施設規模に関係なく発生するが、対職員暴力、子ども同士での暴力、器物破損などの暴力的な行動は、一時保護所の規模が大きくなるほど発生しやすいことが有村（注3）の研究で分かっている。

しかしそれは頻度の問題であり、どの一時保護所でも起こりうることを自覚しておく必要がある。

（2）安全への配慮

一時保護所はさまざまな背景を持つ幅広い年齢の子どもが集団生活をする場所であるた

め、何よりも子ども達の安全確保は強く求められる。

そのため暴力的な行動が見られると、どうしてもその子どもへの対応に職員の注意が集まりやすいが、被害を受けた子どもだけでなく、その場にいる子ども達全員が、恐怖心を持ったり、不安を感じることも多い。

そのため、一時保護所が安全で安心できる場所にするため、暴力的な子どもへの対応と同時に、周囲の子ども達への配慮も忘れてはならない。

（3）行為と人格の分離

暴力的な行動を起こす子ども達は、すべて過去にその子ども自身が暴力の被害を受けており、その影響が一時保護所内で他の子どもや職員に向かって表出したと考えられる。

一時保護所職員としては、暴力的な行動だけでなく、日頃の反抗的な態度などがあると、受容的な気持ちになれないことも多いと思われる。しかし「あの子どもが・・・」と全人格を拒否するのではなく、「暴力は禁止」と、その子どもとその子どもが起こしている行動を意識的に分離し、暴力は禁止しながら、その子どもの背景を理解するようなかわりを続けなければならない。

（4）怒り（感情）は伝染する

子どもは暴力によって自分の怒りをぶつけてくる。その時子どもに対応している職員は、冷静に対応していても、徐々に感情的になり、相手の子どもに対して「黙って聞いてりゃいい気になりあがって・・・」という怒りの気持ちが湧いてくることは多い。

これは相手（子ども）の怒りがこちらに伝

染してきたからである。相對している相手の感情に援助者の方も感染し、怒りが心の中から湧き起こってくるのである。

一時保護所職員はこのことを十分に理解して、子どもの怒りに伝染して同調することがないように気をつけなければならない。

なおその時、子ども（相手）の感情を抑えようとする対応は多くの場合逆効果で、ますます子どもは怒りで感情的な言動になる。

そのためその時には、職員は自分の気持ちを抑え、冷静になるように努めることが大切である。

（５）複数対応

暴力的な行動が出た場合、職員は複数で対応することが絶対に必要である。それは体力的な面もあるが、職員自身が感情的にならないためでもある。職員が二人で対応していると、もし仮に一人が感情的になりかけても、他方が抑え役に回ることも可能となる。

子どもの暴力的な行動が他の子どもや職員に向かっていている時には、他の子どもの安全確保のため、その子どもの体を押さえるなどの抑制が必要になるが、それが体罰や暴言にならないように、このような場面を想定しての対応を日ごろから研修しておく必要がある。

また興奮は続くが他の子どもや職員への危害の心配がない場合は、興奮が収まるまで職員がそばにつき添い、その子どもの安全を確保する。

３ 制止できない場合

（１）制止できない場合

暴力行為や器物破損が発生し、複数の一時保護所職員で対応しても制止ができない場合がある。そのような時には、児童福祉司など一時保護所以外の児童相談所職員に連絡し、応援を頼む必要がある。

暴力的な行動を起こした子どもを担当している児童福祉司や児童心理司は日頃から子ど

もとの話し合いをしていたり、子どもの家族背景などを知っている。また暴力的な行動が出た時にはその場にはいないので、子どもの意見や言い分を冷静に聞きやすい。

児童福祉司等が万能ではないが、まず一時保護所だけで対応できない場合は、外部の応援を頼むことである。

そしてその応援で子どもの行動が抑制できた場合には、後述の「制止できた場合」の対応に移る。

（２）危険の判断

児童福祉司等が応援に駆けつけても、また夜間など外部からの応援が期待できず、状況からして暴力的な行動をする子ども自身や、一緒に生活しているほかの子ども、そして職員自身が危険で、児童相談所だけでは対応ができないと判断された場合には、110番通報が必要である。その際、昼間であれば課長や所長などの所（機関）としての判断が必要である。しかし夜間など緊急な場合には、一時保護所で判断する必要がある。

（３）110番通報

110番通報は、子どもの興奮や暴力的な行動を止めるのが目的である。

つまり警察官がその子どもを補導や検挙をするのではなく、児童相談所職員だけでは対応できない状況を、警察職員の協力を得て収集することが目的である。

そのため警察職員の協力で子どもがとられず暴力的な行動が納まれば、子どもの一時保護は続け、後述の「制止できた」対応へと移る。ただこのような対応を警察に依頼することがありうることは、事前に警察署に出向き、協力を依頼しておく必要がある。

しかし110番通報をし、警察職員が対応しても子どもの暴力的な行動が納まらない場合には、児童福祉法に基づく子どもの保護では対応できない状況であり、家庭裁判所に送

致した上で子どもの行動制限が必要である。

4 制止できた場合

(1) 制止できた

一時保護所の職員が複数で対応して、または児童福祉司等外部の協力があって、さらに警察職員の協力等で、子どもの暴力的な行動が制止できた場合は、以下のような対応が必要である。

まず制止できたといっても子どもはまだ興奮していることも多いため、他の子ども達から離し、個室や誰もいない居室、静養室など、落ち着ける場に職員と一緒に移動する。

人間は興奮している時には何を言っても耳に入らないし、ついさっきまで興奮していたので気持ちの中に怒りの火種は残っている。

そのため落ち着ける場所に移った職員は、子どもにお茶を飲ませる、座らせて汗をぬぐうなど、興奮を冷ます対応がまず必要である。

そして十分の落ち着くまで待ってから、以下のような話し合いを始める。

(2) 本人の言い分を聞く

一時保護所では、暴力的な行動が起こった場合、①子どもに注意を与える、②不適切な行動だと叱る、③本人に謝罪させる、などの対応を行うのが一般的と思われる。

しかし暴力的な行動を繰り返す子どもの場合、この①～③の対応だけでは改善しない。

そのため、子どもが落ち着いた後、「どうしてあのような行動をしたの」と本人の言い分を聞く。時には「自分でも悪いと分かっているのに、何かきっかけや理由があると思うけど聞かせて」と尋ねる。日頃注意され、叱られることの多い子ども達は、最初は素直に話をしないことも多いが、「注意したり叱るのが目的ではなく、あなたのことを分かりたいから教えて欲しい」という姿勢で、その子どもを理解すると、再発防止が目的であることを伝える必要がある。

なお子ども本人の話は事実と違うことも多いが、ここではその真偽を問うより、本人の主観と言い分を聞くことが大切である。

(3) 再発防止に向けた話し合い

(2)の本人の言い分を十分聞いたら、今度は「次に今回と同じことが起こったら、どうする」と聞く。この「同じこと」は、先ほど本人が言った状況のことである。その時、職員は日頃の子どもの状況を思い出し、「～君が～と言ったよ」とか、「～ちゃんが～ことした」と状況説明をして、子どもの心の中に映像が思い浮かばせるようにする。

普通だったらこのような状況で子どもが衝動的な行動に出る可能性もあるが、職員との話し合いの中なので、すぐに行動化することはない。このようなストレス状況でもすぐには行動化しないようにストレス耐性をつけるのも目的の一つである。

また、このような冷静な話し合いの場面ですら行動が言語化できないのに、実際の場面で適切な行動ができるはずはない。そのため、原則的には子ども自身が新しい適応行動を考える方法である。

つまり、子どもに暴力的な行動を「悪うございました」と謝らせたり、今まで不適切な行動を変えるように「教えても」、同じような不適切な行動を繰り返しているのであるから、「新しい行動パターン」を子どもと一緒に作っていくことを目的にする。

ただ経験的には、子どもはこの面接場面で、モジモジしたりイライラし始める。自分から「新しい行動パターン」を考えるのは難しい。そのため、子どもの様子によっては、「そうなりそうな時、深呼吸するとう方法はできる？」など、いくつかストレスマネジメントの方法を提案し、子どもに選ばせる。

この際大切なのは、「では今度暴力的な行動が出そうになったら、この行動をしようね」と子どもと決めたことを全職員に伝え、子ど

もがそのような行動をしているところを見つけたら、「～ちゃんすごい。イライラをガマンしている」と大げさにほめることである。

(4) 今日の後始末

再発防止に向けての話し合いが終わったあと、最後に今日の後始末について子どもと話す必要がある。

暴力的な行動の結果、他の子どもにケガを負わせたり、他の子どもを怖い目にあわせたり、ガラスや物を壊して一時保護所内に物が散らかったりしている。そのことについて子どもと話し合うのである。

その際、叱ったり行動を押し付けるのではなく、「今日、～くんはこんなことをしたよね。その結果～が起きたよ。どうする」と尋ね、子ども自身が行動を選ぶようにする。

一時保護所内の片付けは多くの場合、他の職員によってすでに行われている可能性は高いが、それでも子ども自身のケジメをつけさせる上でも、子ども自身による後始末は必要である。なお(3)にしてもこの(4)にしても、子どもの再発防止が目的なので、今日の謝罪より、再発防止を中心に考える。ただ多くの場合、落ち着いて考え、叱られないことが分かると、自分から他の子どもに謝罪することも多い。

(5) 個別処遇

後始末をした後、すぐに他の子どもとの集団生活に戻さず、反省文を書かせたり、ペナルティーとして自由時間に学習を課すこともある。また(3)の「再発防止に向けた話し合い」や(4)の「後始末の話し合い」に反発して、そのまま集団生活に戻すと再度暴力的な行動が再発する可能性が高い場合もある。さらに、暴力的な行動を起こしかねない子どもが複数いるなど、しばらくの間、個別に処遇した方がいい場合もある。

ただこのような個別指導は、子どもの自由

の制限という面も持っているため、一時保護所の職員個人の判断で安易に行うのは不適切と思われる。集団からの分離を行う際の基準や手続きの案を別項で紹介する。

5 他の子どもへの対応

(1) 安全確保

一時保護所は常に集団生活である。そのため暴力的な行動が起こると、子ども達自身が不安定になってしまう。特に家庭で虐待を受けてきた子ども達は、他の子どもの暴力的な言動や、その子どもを抑制しようとする職員の声に被虐待場面を想起させる可能性もある。

そのため一時保護所の機能別設置の要望は高いが、松崎の研究(注4)では年齢別の処遇はあっても、機能別の一時保護は難しいのが現実である。

そのため一時保護所内で暴力的な行動が起こったら職員は二手に別れ、暴力的な子どもへの対応に向かうと同時に、他の子ども達の安全を確保するため、みんなを他の部屋に移動させるなどが必要である。そして「一時保護所は安全であること。職員は一時保護所の子ども達の安全を守る」ことを説明する。

中には自分の将来や暴力的な子どもの将来を心配する子どももいるかもしれない。そのため「児童相談所はどの子どもに援助を行うこと。その方法は一人ひとり違うこと」などの説明が必要である。そして安全が十分に確保された場所で、毎日の日常生活に戻す。

(注1)有村大士「一時保護所における対応困難場面」、平成17年度厚生労働科学研究「児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究(主任研究者 奥山眞紀子)」の分担研究「要保護児童の一時保護に関する研究(分担研究者 安部計彦)」報告書635～648、2006

(注2)井出智博「一時保護所のある日の姿」、同報告書605～620

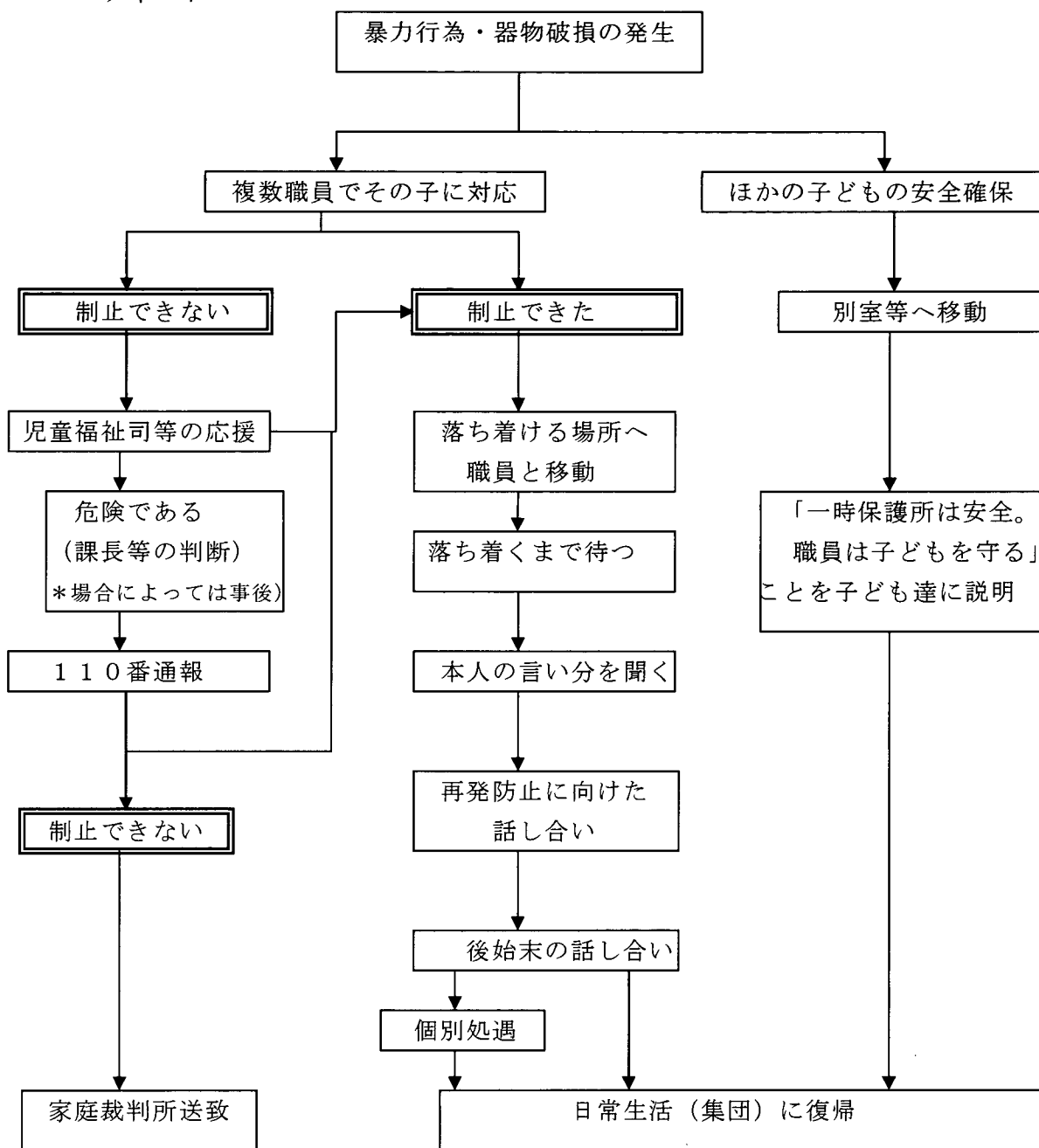
(注 3) 有村大士「混合処遇の課題」、同報告書
591～604

(注 4) 松崎佳子「機能別一時保護所の可能性」、
平成 18 年度子ども未来財団研究「児童相談
所一時保護所の運営に関する調査研究（主

任研究者 安部計彦）」報告書 31～38、2007

(注 5) 安部計彦「パニック時の対応法」ス
トップ・ザ・児童虐待 241～245、ぎょう
せい、2001

<フローチャート>



* 新潟県の「一時保護所運営要領」を改編

子どもの危機段階における対応と個別指導マニュアル

西南学院大学 安部 計彦

1 危機対応

(1) 危機の段階と対応

児童相談所ではさまざまな子どもが入所するため、常にトラブルが発生する。安部（注1）の研究でも、一時保護児が5人いると一日1件のトラブルが起こることが報告されており、入所児童数が増大すれば当然トラブルも頻発する。

また有村の研究（注2）でも、子どもへの対応に苦慮した頻度は、毎日（13.7%）、週に数回（15.1%）、週1回（8.2%）と37%の一時保護所では最低でも週に1回以上の対応に苦慮する事態が発生している。つまり、多くの一時保護所では対応困難場面は日常的な状態である。

しかしそのような事態への対応については各一時保護所（児童相談所）に任せられ、状態の認識や対応の方法は共有化されていない。

そのため、神奈川県厚木児童相談所が作成している「一時保護所ハンドブック」に掲載されている「危機段階における対応」を参考に、（表1）と以下のように「一時保護所での困難場面での対応」について、その状況を段階的に分析してそれに対応する方法を提案する。

なお同所の安全対策と危機対応は、災害や感染症、服薬管理、情報管理、強引な保護者の引き取り要求、無断外出などを含んでいるが、ここでは「子どもの暴力や器物破損」などの対応困難場面に限定して考える。

(2) 「疑い」

一時保護所の職員は常に子ども達の状態を注意深く観察し、心身の状態や子ども同士の関係にも配慮している。

しかし子ども同士では、職員の見えないところでいじめが起きたり、職員への反発を持つ子どもがほかの子どもを誘って、集団での反抗や無断外出を計画することも多い。

そのため職員が子ども達の雰囲気や子ども同士の会話などから「何かおかしい」と感じることがよくある。またほかの子どもが職員にそれとなく伝える場合もある。

このような状態は、子どもの問題行動を断定できない「疑い」の段階ではあるが、このような時には、他の職員に「～なことがあるかもしれないので、気をつけて」と連絡を取り合い、早急な事実関係の確認を複数の目で行うと同時に、一時保護所の責任者（課長や係長）から所長に伝え、当面の行動方針の指示を受ける。

なおこの「気になるレベル」を早期に発見し、適切に対応することで、これ以降の状況に発展するのを防ぐことができる。

(3) 「個別的対応」

職員の「疑い」が的中し、実際に問題行動が起こっていたが、まだ個別的、散発的な段階であり、子ども達の集団として問題が起きているわけではない状態である。

実際に問題行動が起きていたのであるから、早急に適切な対応を取ることが必要であるが、またほかの子どもへの波及は見られず、個別的な対応で十分である。

そのため後述のような、行動の自由の制限を含めた個別処遇計画を策定し、実施することが必要となる。

またほかの子ども達への安全確保の配慮も必要であるが、保護所職員の日常的な声かけで十分な段階である。

(4) 「集団化の兆候」

中心となっている子どもへの指導や注意をしても行動の改善が認められず、逆に周囲の子ども達も同調し始め、徐々に行動の集団化や常態化（日常化）となる兆候が見られる段階である。

対応策としては、中心となっている子どもへの集中的なかかわりを担当職員が主体となっていくと同時に、周囲にいる子ども達の担当職員の協力を得て、周辺の子どもの問題行動に加わるのを防ぐような働きかけが必要である。

また一時保護所の入所児童数の減少や新規入所の制限など、一時保護所職員の負担を減らすと同時に、問題行動を起こしている子ども達への指導方法や行動制限などについての検討も必要になる。

(5) 「集団化・日常化」の段階

子ども達が集団となって行動を始め、職員の指導や注意を全く無視するようになる段階である。一時保護所として機能不全になった状態である。

このような状態に至れば、入所しているほかの子ども達の安全確保や事故の防止などの点から極めて重大な局面であり、児童相談所全体で対応する必要がある。

そのため担当の児童福祉司や児童心理司だけでなく、他の部門からも職員を派遣して一時保護所の職員体制を強化すると同時に、家庭引き取りや施設への委託一時保護などを早急に実施し、一時保護所にいる子どもの数を制限し、極力集団との接触を減らす。

そして中心となっている子どもには、「問題行動を早急に止めないと児童相談所としては保護できないので、家庭裁判所への送致などを検討する」と警告し、行動の抑制を働きかける必要がある。

(6) 警察通報の段階

(5) に述べたような対応をしても子ども達の問題行動が納まらず、また子ども達の集団に対して職員が個別的な働きかけを行うことができないような場合には、警察に連絡し、家庭裁判所への送致を行う必要がある。

年齢によっては家庭裁判所に送致しても、少年法の処遇対象ではない場合もあるが、一時保護所という施設をしない開放施設での対応では限界がある場合には、家庭裁判所への送致をためらうべきではない。

2 行動制限を伴う個別指導

(1) 行動制限と個別指導

上記1で述べたような問題行動の集団化や日常化が起きると、一時保護所での行動制限の必要性が議論となる。井出（注3）の研究では、保護児を分離して処遇したことがある一時保護所は46.6%であるが、分離の必要性を感じている一時保護所は88.6%と多い。

しかし「児童相談所運営指針」では、一時保護中の子どもの行動の自由の制限については、①できるだけ短期間で、②決定は所長が行い記録に明記、③直接拘束や鍵のかかる部屋は禁止などが明記（注4）されている。

そのためここでは、児童相談所の一時保護所で行える行動制限を伴う個別指導について、具体的手続きを提案したい。なおこのマニュアルは、先ほどと同様、神奈川県厚木児童相談所が作成した「行動自由制限を伴う個別指導マニュアル」を参考にし、安部が検討を加え、取りまとめたものである。

(2) 基本的な考え方

児童相談所の一時保護所は、子どもの人権擁護を最大限尊重する必要がある。そして子どもの行動の自由の制限は、子どもの権利侵害にもなる重大な事柄である。

そのため児童相談所が行う子どもの行動の制限は、その子ども自身の無断外出の防止や

ほかの子どもへの加害行為の防止など、子どもの安全確保のために必要な最低限でなければならない。

なお子どもの身体を直接拘束したり、鍵をかけた個室に入れることはできないのは、児童相談所運営指針の通りである。

(3) 対象となる事例

行動の自由を制限する個別指導が必要とされるのは、以下のような例が考えられる。しかし繰り返すが、以下のような場合にすべて行動の自由を制限することは許されず、個別にその必要性や期間、指導内容について十分検討する必要がある。

- ① 無断外出
- ② 一時保護所内での暴力や連続した盗み
- ③ 職員への暴力や器物破損
- ④ 子ども間の頻繁なトラブル
- ⑤ 行動改善を目的とした非行児で、すぐに集団生活に入れない方がいいと判断される場合
- ⑥ その他、子どもの状態から集団生活が困難と考えられる場合

(4) 組織的判断

児童相談所運営指針にあるように、行動の制限を伴う個別処遇を行う決定は所長が行う必要がある。

その具体的な手続きは原則として以下のように行う。

- ① 行動の自由の制限が必要と思慮される場合は、まず一時保護所内で検討し、担当の児童福祉司や児童心理司などとも協議する。
- ② 一時保護所の責任者は(別紙1)の「行動自由制限を伴う個別指導(延長)実施計画書」を作成し、緊急の援助方針会議で協議したうえ、所長決裁を受ける
- ③ 緊急を要する場合や夜間、閉庁日などのため事前の承認が得られない場合は、一

時保護所の責任者の判断で実施する。ただし所長が登庁し次第、緊急の援助方針会議を開催して承認を得る

- ④ 当初の期間を延長する場合には、改めて②と同様の手続きを行う
- ⑤ なお興奮した子どもの気持ちを静めるために職員と一緒に個室を使用する場合など一時的(半日以内)に個別的な対応をする場合は除く

(5) 子ども及び保護者への説明

行動の自由の制限は子どもの権利侵害にもなることなので、実施する場合には、子ども及び保護者への説明が必要である。

- ① 一時保護所入所に際しては、上記(3)の事例のような場合であって、児童相談所としてその必要性を判断した場合には、所長の決定で自由の制限を行う旨の説明を行う必要がある
- ② 個別指導を行うにあたっては、子どもにその決定と理由、期間、内容などを説明する。そのような制限が必要な状況であるため、子ども自身に了解を得ることは困難と予想されるが、「その子ども自身と入所しているほかの子どもの安全の保証と成長の促進」を目的としたものであることを十分に理解させる必要がある
- ③ 保護者に対しては、特に緊急を要する連絡が必要な場合を除き、実施後の面会や連絡の際に、個別指導が必要だった状況と実施した内容を説明する

(6) 個別指導の内容

個別指導の内容は、子ども一人ひとりによって異なる個別支援計画に基づいて行う必要があるが、少なくとも申請する時点で、その申請する期間内に行うべき内容について考慮しておく必要がある。

- ① 行動自由制限中の生活については、単に物理的に集団から隔離することだけに終

わらず、反省文の作成や読書など課題を与え、その後の生活に有効となるように活用する

- ② 行動自由制限中の子どもについては、関係職員が積極的に面接し、コミュニケーションを深めて子どもの理解の促進に努めると同時に、ストレス発散にも配慮したプログラムを配慮する
- ③ 行動自由制限中の子どもの様子については必ず行動記録と日誌に記載し、毎日所長等の決裁を受ける

以上、対応困難場面への対応と、個別対応に関する手続きについて検討した。各一時保護所においては、この資料を参考に、対応とその手続きについて検討していただくことを期待する。

(注1) 安部 計彦「要保護児童の一時保護に関する研究」平成17年度厚生労働科学研究「児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究（主任研究者 奥山真紀子）」の分担研究「要保護児童の一時保護に関する研究（分担研究者 安部計彦）」報告書 497～514

(注2) 有村大士「混合処遇の課題」、同報告書 591～604

(注3) 井出智博「一時保護所における子どもの援助方法としての分離の現状と必要性」、同報告書 621～633

(注4) 「児童相談所運営指針」第5章第1節4「行動自由の制限」

(別紙1) 計画書 (案)

		申請日 平成 年 月 日			
行動自由制限を伴う個別指導（延長）実施計画書					
1	児童氏名	(歳)			
2	担当者氏名（児童福祉司	、児童心理司	、保護所)	
3	実施理由				
4	指導（延長）期間	月 日 ()	時 分 より		
		月 日 ()	時 分 まで		
5	指導場所				
6	指導内容（プログラム）				
7	指導上の留意事項				
8	その他				

(表1) 一時保護所の危機の段階とその対応(まとめ)

段階	特徴	状態	目標	対応法
第1度	「疑い」の段階	職員のいないところで問題行動が起こっていることが予想される	職員の協力体制を確立し、早急に事実確認に努める	所長を含むミニカンファレンスを開催し、当面の方針を決定する
第2度	「個別的対応」の段階	職員が上記の行動を確認するが、発生状況は個人的、散発的で集団化はしていないと判断される	本人への注意を行い、今後の問題行動の抑制のため、指導プログラムを作成	所長を含むミニカンファレンスで、一時保護所での行動制限と指導内容を決定し、援助方針会議で報告する
第3度	「集団化の兆候」の段階	職員の指導・注意にもかかわらず行動の改善が見られず、問題行動の集団化や常態化の兆しがあると判断される	中心となる子どもへの厳重注意を行うと同時に、担当者のかかわりを強化する。また周辺児の担当者とも協力し、周辺児への拡大防止に努める	所長を含むミニカンファレンスで状況報告を行い、援助方針会議で一時保護所での行動制限や指導方法について決定する
第4度	「集団化・日常化」の段階	職員の注意が無視され、行動化が抑えられない段階で、問題行動が集団化、日常化していると判断される	事故防止を最優先し、家庭引取りや施設入所などの調整を行う。また子どもへの最終注意を行い、家裁への身柄付通告を含めて検討する。入所児へのかかわりを強めて沈静化に努める	所内の職員の協力を得て、一時保護所の支援体制を強化する。援助方針会議を逐次開催し速やかに方針決定を行う
第5度	「警察通報」の段階	行動鎮静化の職員の提案に全く乗らず、問題行動を制止しようとする職員に暴力を行ったり、行う恐れがあり、行動の抑制が不能と判断される	児童福祉(一時保護所)での対応では無理なので、家庭裁判所への身柄付通告を行う	警察に通報し、暴力の抑制を行う。援助方針会議で家庭裁判所への通告を決定する

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
児童虐待等の子どもの被害, 及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山眞紀子）

分担研究報告書
分担研究者 加賀美尤祥 山梨県立大学

施設内虐待の予防と介入及び子どものケアに関する研究

総合概略

【目的】

本研究は、施設内虐待の発生原因やその経緯などを明らかにし、施設内虐待に伴う養育不全状態の改善のための介入のあり方や発生予防、入所児童のケアについての一定の指標を見出すことを目的として調査研究を実施した。

【研究内容】

I. 平成 17 年度研究報告

初年度は、平成 7 年にマスメディアに公表された児童養護施設内の子ども虐待報道以来、マスメディアにより顕在化した施設内虐待について、経年と地域分布の状況を整理した。又、平成 17 年直近で発生し報道され、公的機関や民間団体がその改善に向けて介入した事例などについて、施設へのヒアリング調査を実施するとともに、これまで施設内虐待に深い関心を持ち、自らも研究をされてこられた学識経験者(大学関係者)、児童養護施設長、臨床心理士などに研究の協力を頂き、数回に亘る研究討議を実施した。

1. 施設内虐待が発生する根源的課題として

- 1) 戦後の収容保護パラダイムを転換しないままにある制度施策の実態と、家庭問題を背景とする養育上の課題を抱える要保護児童の実態との乖離状況に大きな要因があること
- 2) 子どもを受け入れる児童相談所も施設もその役割、機能を改善することなく制度に依存し続け、結果として子どもの権利擁護や自立支援を果たせていない
- 3) 重い発達課題を抱える児童の急増に混乱混迷状態にある施設にあって、施設長、施設職員は、子どもが抱える発達課題への理解対応への専門知識、援助技術などを構築できないままにある

と整理した。

2. 1の結果より、子ども一人ひとりの課題に対応し、発達保障を可能とする養育理論の構築こそが施設内に於ける子どもへの権利侵害を防止するものであるとの結論を得た。

II. 平成 18 年度研究報告

前年度に掲げた調査研究計画により、施設内虐待が多発した地域における人口動態、子

ども家庭に関連する社会環境の調査及び施設内に於ける子ども発達課題や養育実態と職員への意識調査をすすめるべく調査表の作成と検討を進めた。その途上にある 8 月、関東地区の施設に於いて、重篤な職員による子どもへの性的虐待がマスメディアにより顕在化するや、全国各地に於いて次々と同様事件が報道されることとなった。加えて施設内に於ける子ども間の性暴力も極めて深刻化しているとの情報も得た。

このことから主任研究者を中心に急遽検討会を持ち、本研究を「施設内性虐待」の調査研究について方向転換することとし、当該年度は、発生した施設へのヒアリング調査及び施設内性虐待に関する調査表の検討作成とすることとした。

1. 施設内性虐待が報道され、県が指導監督を行った施設等、2ヶ所へのヒアリング調査により 施設の養育環境としての閉鎖性や職員の経験の浅さ、倫理観、専門性の欠如に加えて、過去に性的被害体験を有する児童が示す性化行動による巻き込まれ、などの重篤な課題が検証された。
2. このことから調査表のデザインを以下のようにまとめ、今年度中に作成、次年度に於いて実施することとした。
 - 1) フェースシート
 - 2) AEI-R (子どもの虐待経験尺度)
 - 3) ACBL-R (こどものトラウマ行動チェックリスト)
 - 4) CSBI (子どもの性化行動チェックリスト)
 - 5) PAAI (施設版養育者の子どもに対する心理傾向尺度)

3. 平成 19 年度研究報告

最終年度に於いては、昨年度作成した施設内性的虐待に関する調査を本州内(北海道、四国、九州を除く)児童養護施設に依頼、回答を得、それらの集計分析並びに評価により一定の結果を得た。又、当該年度は、これまでに長年全国各地で起こった施設内虐待に関与、または改善の為の介入サポートを実施した経験を有する児童精神科医師、心理臨床家、弁護士、ソーシャルワーカー等が一同に会しての施設内虐待の介入、防止、ケアに関する検討会に於いて発表された事例報告、調査研究やこれに基づく協議を通じて得た知見を整理し、以下の点について、その結果をふまえ、今後の施設内虐待の防止、介入、子どものケアに向けての指標とすることにした。

- 1) 施設内虐待に関する調査研究からその要因の検証及び防止に向けた提言
- 2) 施設内虐待の分類及び施設内虐待発生の背景、要因を整理
- 3) 施設内虐待の介入及び法人、施設組織運営の改善のあり方についての提言
- 4) 施設内虐待による子ども、職員へのサポートと施設内養育実態の改善に向けた援助のあり方についての提言
- 5) 施設内虐待発生予防について総括的提言

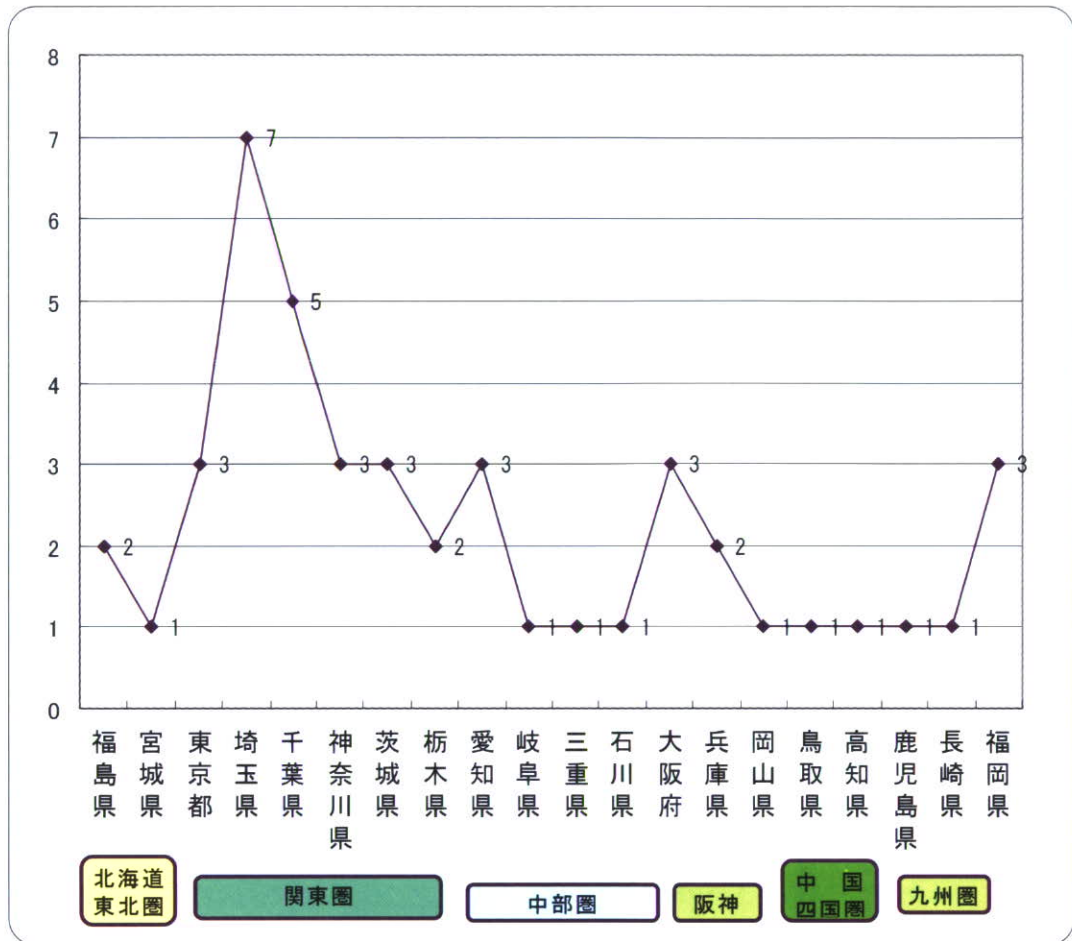
研究協力者

奥山真紀子 国立成育医療センター
相澤 仁 国立武蔵野学院
西澤 哲 山梨県立大学
杉山登志郎 あいち小児保健医療総合センター
海野千畝子 あいち小児保健医療総合センター
宮本信也 筑波大学
星野崇啓 埼玉県立小児医療センター
稲垣由子 甲南女子大学
森 茂起 甲南大学
藤林 武 福岡市中央児童相談所
塩田規子 房総双葉学園
藤澤陽子 暁学園
城戸裕子 山梨県立大学
加藤尚子 目白大学人間社会学部
加藤 純 ルーテル学院大学総合人間学部
菅原哲夫 社会福祉法人光の子どもの家
高橋利一 法政大学現代福祉学部
高橋久雄 昭和女子大学人間社会福祉学部
伊達直利 児童養護施設旭児童ホーム
瀧口桂子 児童養護施設旭児童ホーム
藤岡孝志 日本社会事業大学社会福祉学部
和田上貴昭 日本社会事業大学実習教育センター
若松亜希子 日本社会事業大学児童ソーシャルワーク課程実習
佐藤協子 埼玉県立上尾高等学校

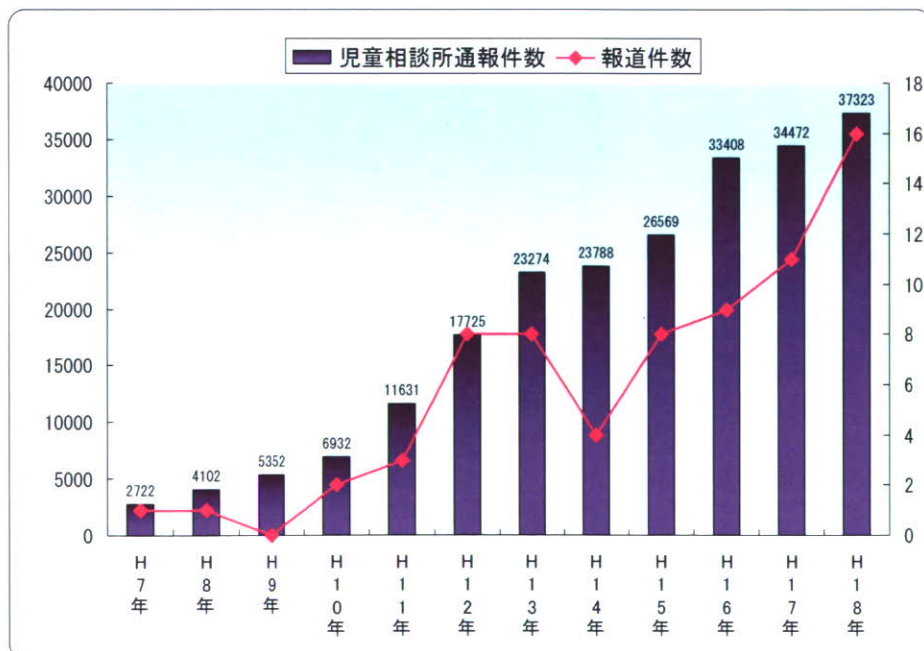
施設内虐待への介入と子どものケア、施設内虐待の予防等の統括並びに提言

「施設内虐待の予防と介入及び子どものケアに関する研究」の3年間を統括するとともに以下のように提言をする。

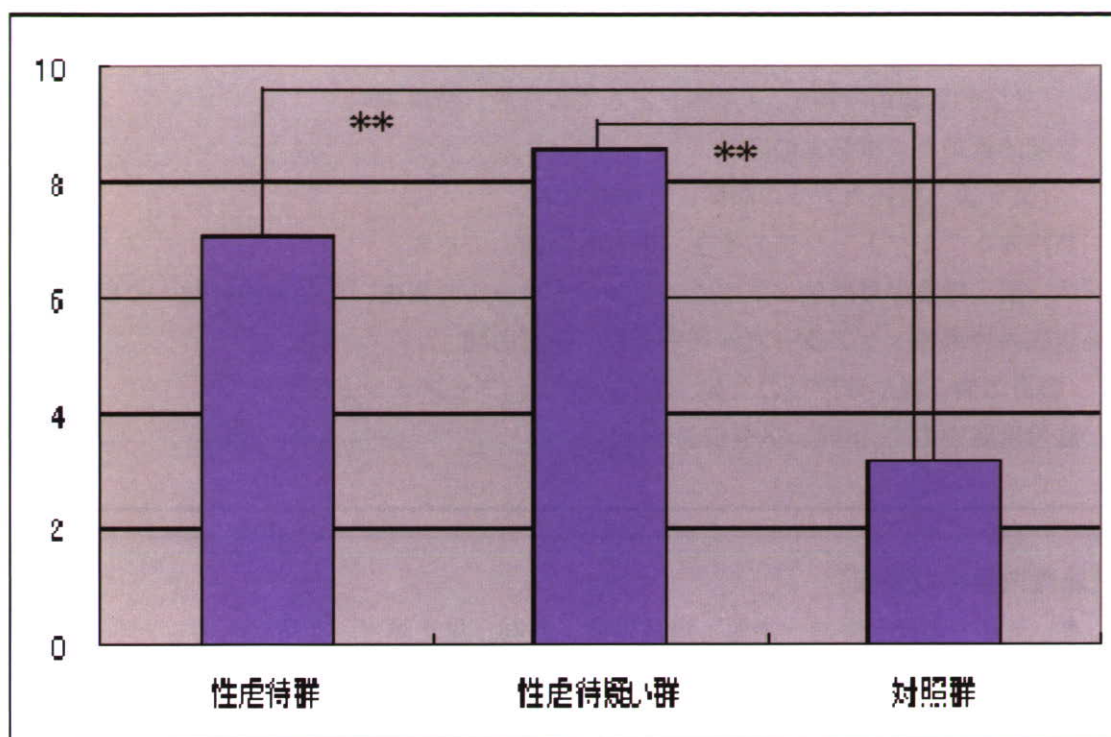
1. 施設内虐待に関するマスメディア報道の地域別発生件数



2. 家庭内子ども虐待の相談処理件数と施設内虐待報道経年推移



3. 性的虐待を受けた子どもの性化行動と担当職員の抱える心理的傾向



* $<.05$, ** $<.01$

<男性ケアワーカー>

- 性虐待群 > 対照群
- この子が気持ち悪いと感じる**
- この子を助けられるのは私しかない**
- この子の養育に関しては誰にも口出しして欲しくないと思う *
- この子のことを、実際の年齢よりも高く見てしまう *
- この子と一緒にいると、まるで恋人と一緒にいるような気持ちになる *

* $<.05$, ** $<.01$

<女性ケアワーカー>

- 性虐待群 > 対照群
- この子がいなければ、もっと楽になると感じる *
- この子さえいなければ私の仕事はもっといい方向に進んでいると思う *
- 対照群 > 性虐待群
- この子の側にいると、穏やかな気持ちになる *

* $<.05$, ** $<.01$